



平成 28 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 小 林 洋 行
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 細 金 成 光
(コード番号 8742 東証第一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 業 務 部 長 渡 辺 宏
(TEL 03-3664-3511)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 25 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、これに伴い「定款一部変更の件」につきまして平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)(以下、「改正会社法」という。)により監査等委員会設置会社制度が新たに創設されました。当社におきましては、取締役会の監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、このたび監査等委員会設置会社に移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 69 回定時株主総会におきまして、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②経営環境の変化から現行の事業規模に合わせ、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を減員し、現行定款の第 19 条(取締役の員数)の変更を行うものであります。
- ③改正会社法により、取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定の第 27 条(取締役への重要な業務執行の決定の委任)を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

以上

定款一部変更（案）

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条（条文省略） （機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> <u>（4）</u> 会計監査人</p> <p>第5条～第18条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第1条～第3条（現行どおり） （機関）</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1） 取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削 除） <u>（3）</u> 会計監査人</p> <p>第5条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u></p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>8名以内</u>とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>3. 増員または補欠として選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第 25 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 26 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u>
第 25 条～第 26 条 (条文省略)	第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
第 27 条 (取締役の報酬等)	第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第 28 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会	(削 除)
<u>(監査役の員数)</u>	(削 除)
第 29 条 当社の監査役は、4 名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削 除)
第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。	(削 除)
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p>	
<p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p><u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p>	
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項が定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 6 章 会計監査人</u></p>	<p><u>第 5 章 会計監査人</u></p>
<p><u>第 37 条～第 39 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 33 条～第 35 条 (現行どおり)</u></p>
<p><u>第 7 章 計 算</u></p>	<p><u>第 6 章 計 算</u></p>
<p><u>第 40 条～第 43 条 (条文省略)</u></p>	<p><u>第 36 条～第 39 条 (現行どおり)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、第 69 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>